

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	新	旧	改定理由
1	<p style="text-align: center;">林 業 土 木 工 事 監 督 技 術 基 準</p> <p>(目 的) 第1条 この技術基準は、林業土木工事監督要領第6条に基づいて、新潟県が発注する林業土木工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 (1)「監督」…………… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。 (2)「監督員」…………… 総括監督員及び主任監督員を総称していう。 (3)「監督の方法」…… 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握）を総称していう。 ①指 示…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。 ②承 諾…………… 契約図書で明示した事項について、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。 ③協 議…………… 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。 ④通 知…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。 ⑤受 理…………… 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。 ⑥確 認…………… 契約図書に示された事項について、監督員等が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。 ⑦把 握…………… 監督員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書と適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。 ⑧立 会…………… 契約図書に示された項目について、監督員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p>	<p style="text-align: center;">林 業 土 木 工 事 監 督 技 術 基 準</p> <p>(目 的) 第1条 この技術基準は、林業土木工事監督要領第6条に基づいて、新潟県が発注する林業土木工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 (1)「監督」…………… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。 (2)「監督員」…………… 総括監督員及び主任監督員を総称していう。 (3)「監督の方法」…… 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握）を総称していう。 ①指 示…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。 ②承 諾…………… 契約図書で明示した事項について、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。 ③協 議…………… 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。 ④通 知…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。 ⑤受 理…………… 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。 ⑥確 認…………… 契約図書に示された事項について、監督員等が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。 ⑦把 握…………… 監督員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書と適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。 ⑧立会い…………… 契約図書に示された項目について、監督員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p>	<p>【変更箇所】 (3)「監督の方法」 表記修正（番号）</p> <p>【変更箇所】 (3) ⑧立会 表記修正（送り仮名）  (標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	新			旧			改定理由																																																																										
2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務内容</th> <th>関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 契約の履行の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 施工体制の把握</td> <td>「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。</td> <td>適正化法 第15条 適正化指針 第2 5.(5)</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更設計図面及び数量等の作成</td> <td>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</td> <td>約款 第19条 標仕第1編1-1-1-17</td> </tr> <tr> <td>(7) 関連工事との調整</td> <td>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し 必要事項を受注者に対し指示を行う。</td> <td>約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編1-1-1-14</td> </tr> <tr> <td>(8) 工程把握及び工事促進指示</td> <td>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</td> <td>約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編1-1-1-32</td> </tr> <tr> <td>(9) 工期変更協議の対象の確認</td> <td>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し振興部長等へ報告する。</td> <td>標仕第1編1-1-1-18  (以下、省略)</td> </tr> <tr> <td>(10) 振興部長等への報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</td> <td>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、振興部長等へ報告する。</td> <td>約款 第21条 (工事の中止) 標仕第1編1-1-1-16</td> </tr> <tr> <td>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</td> <td>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を振興部長等へ報告する。</td> <td>約款 第30条 (不可抗力による損害) 標仕第1編1-1-1-47</td> </tr> <tr> <td>5) 部分使用の確認及び報告</td> <td>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、振興部長等へ報告する。</td> <td>約款 第34条 (部分使用) 標仕第1編1-1-1-30</td> </tr> <tr> <td>6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定</td> <td>中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。</td> <td>約款 第35条 (前金払) 標仕第1編1-1-1-28</td> </tr> <tr> <td>7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告</td> <td>部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、振興部長等へ報告する。</td> <td>約款 第38条 (部分払) 標仕第1編1-1-1-28</td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及び条項	1. 契約の履行の確保			(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第15条 適正化指針 第2 5.(5)	(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	約款 第19条 標仕第1編1-1-1-17	(7) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し 必要事項を受注者に対し指示を行う。	約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編1-1-1-14	(8) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編1-1-1-32	(9) 工期変更協議の対象の確認	約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し振興部長等へ報告する。	標仕第1編1-1-1-18  (以下、省略)	(10) 振興部長等への報告			1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、振興部長等へ報告する。	約款 第21条 (工事の中止) 標仕第1編1-1-1-16	3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を振興部長等へ報告する。	約款 第30条 (不可抗力による損害) 標仕第1編1-1-1-47	5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、振興部長等へ報告する。	約款 第34条 (部分使用) 標仕第1編1-1-1-30	6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定	中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。	約款 第35条 (前金払) 標仕第1編1-1-1-28	7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、振興部長等へ報告する。	約款 第38条 (部分払) 標仕第1編1-1-1-28	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務内容</th> <th>関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 契約の履行の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 施工体制の把握</td> <td>「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。</td> <td>適正化法 第14条 適正化指針 4.(3)</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更設計図面及び数量等の作成</td> <td>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</td> <td>約款 第19条 標仕第1編1-1-1-6</td> </tr> <tr> <td>(7) 関連工事との調整</td> <td>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し 必要事項を受注者に対し指示を行う。</td> <td>約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編1-1-1-13</td> </tr> <tr> <td>(8) 工程把握及び工事促進指示</td> <td>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</td> <td>約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編1-1-1-30</td> </tr> <tr> <td>(9) 工期変更協議の対象の確認</td> <td>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し振興部長等へ報告する。</td> <td>標仕第1編1-1-1-17  (以下、省略)</td> </tr> <tr> <td>(10) 振興部長等への報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</td> <td>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、振興部長等へ報告する。</td> <td>約款 第21条 (工事の中止) 標仕第1編1-1-1-15</td> </tr> <tr> <td>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</td> <td>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を振興部長等へ報告する。</td> <td>約款 第30条 (不可抗力による損害) 標仕第1編1-1-1-46</td> </tr> <tr> <td>5) 部分使用の確認及び報告</td> <td>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、振興部長等へ報告する。</td> <td>約款 第34条 (部分使用) 標仕第1編1-1-1-29</td> </tr> <tr> <td>6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定</td> <td>中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。</td> <td>約款 第35条 (前金払) 標仕第1編1-1-1-27</td> </tr> <tr> <td>7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告</td> <td>部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、振興部長等へ報告する。</td> <td>約款 第38条 (部分払) 標仕第1編1-1-1-27</td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及び条項	1. 契約の履行の確保			(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第14条 適正化指針 4.(3)	(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	約款 第19条 標仕第1編1-1-1-6	(7) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し 必要事項を受注者に対し指示を行う。	約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編1-1-1-13	(8) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編1-1-1-30	(9) 工期変更協議の対象の確認	約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し振興部長等へ報告する。	標仕第1編1-1-1-17  (以下、省略)	(10) 振興部長等への報告			1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、振興部長等へ報告する。	約款 第21条 (工事の中止) 標仕第1編1-1-1-15	3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を振興部長等へ報告する。	約款 第30条 (不可抗力による損害) 標仕第1編1-1-1-46	5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、振興部長等へ報告する。	約款 第34条 (部分使用) 標仕第1編1-1-1-29	6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定	中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。	約款 第35条 (前金払) 標仕第1編1-1-1-27	7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、振興部長等へ報告する。	約款 第38条 (部分払) 標仕第1編1-1-1-27	<p>【変更箇所】 項目1.(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連図書及び条項</li> </ul> <p>諸基準類の改定に伴う修正(該当条項の番号を修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正化法</li> <li>・適正化指針</li> </ul> <p>【変更箇所】 項目1.(6) 項目1.(7) 項目1.(8) 項目1.(9) 項目1.(10)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)</li> <li>3)</li> <li>5)</li> <li>6)</li> <li>7)</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連図書及び条項</li> </ul> <p>表記修正(番号)</p> <p>(標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p>
項目	業務内容	関連図書及び条項																																																																															
1. 契約の履行の確保																																																																																	
(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第15条 適正化指針 第2 5.(5)																																																																															
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	約款 第19条 標仕第1編1-1-1-17																																																																															
(7) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し 必要事項を受注者に対し指示を行う。	約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編1-1-1-14																																																																															
(8) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編1-1-1-32																																																																															
(9) 工期変更協議の対象の確認	約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し振興部長等へ報告する。	標仕第1編1-1-1-18  (以下、省略)																																																																															
(10) 振興部長等への報告																																																																																	
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、振興部長等へ報告する。	約款 第21条 (工事の中止) 標仕第1編1-1-1-16																																																																															
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を振興部長等へ報告する。	約款 第30条 (不可抗力による損害) 標仕第1編1-1-1-47																																																																															
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、振興部長等へ報告する。	約款 第34条 (部分使用) 標仕第1編1-1-1-30																																																																															
6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定	中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。	約款 第35条 (前金払) 標仕第1編1-1-1-28																																																																															
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、振興部長等へ報告する。	約款 第38条 (部分払) 標仕第1編1-1-1-28																																																																															
項目	業務内容	関連図書及び条項																																																																															
1. 契約の履行の確保																																																																																	
(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日何定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第14条 適正化指針 4.(3)																																																																															
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	約款 第19条 標仕第1編1-1-1-6																																																																															
(7) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し 必要事項を受注者に対し指示を行う。	約款 第2条 (関連工事の調整) 標仕第1編1-1-1-13																																																																															
(8) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	約款 第12条 (履行報告) 標仕第1編1-1-1-30																																																																															
(9) 工期変更協議の対象の確認	約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し振興部長等へ報告する。	標仕第1編1-1-1-17  (以下、省略)																																																																															
(10) 振興部長等への報告																																																																																	
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、振興部長等へ報告する。	約款 第21条 (工事の中止) 標仕第1編1-1-1-15																																																																															
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を振興部長等へ報告する。	約款 第30条 (不可抗力による損害) 標仕第1編1-1-1-46																																																																															
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、振興部長等へ報告する。	約款 第34条 (部分使用) 標仕第1編1-1-1-29																																																																															
6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定	中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。	約款 第35条 (前金払) 標仕第1編1-1-1-27																																																																															
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、振興部長等へ報告する。	約款 第38条 (部分払) 標仕第1編1-1-1-27																																																																															

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	新			旧			改定理由																																																														
5	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 260 353 288">項目</th> <th data-bbox="353 260 808 288">業務内容</th> <th data-bbox="808 260 1010 288">関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 288 353 347">2. 施工状況の確認等</td> <td data-bbox="353 288 808 347"></td> <td data-bbox="808 288 1010 347"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 347 353 555">(1) 事前調査等</td> <td data-bbox="353 347 808 555">                     下記の事前調査業務を必要に応じて行う。                      ① 工事基準点の指示                      ② 既設構造物の把握                      ③ 支給(貸与)品の確認                      ④ 事業損失防止家屋調査結果の確認又は<b>立会</b>                      ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握                      ⑥ 工事区域用地の把握                      ⑦ その他必要な事項                 </td> <td data-bbox="808 347 1010 555">                     標仕第1編1-1-1-3                      標仕第1編1-1-1-19                      標仕第1編1-1-1-43                      約款 第17条                      (工事用地の確保等)                      標仕第1編1-1-1-9                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 555 353 730">(2) 指定材料の確認</td> <td data-bbox="353 555 808 730">                     ① 別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。                 </td> <td data-bbox="808 555 1010 730">                     約款第14条(工事材料の品質及び検査等)                      約款第15条(監督員の立会及び工事記録の整備)                      標仕第1編1-1-1-23                      (様式-5)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 730 353 850">(4) 工事施工の立会(確認も含む)</td> <td data-bbox="353 730 808 850">                     設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。                 </td> <td data-bbox="808 730 1010 850">                     約款 第15条                      (監督員の立会及び工事記録の整備)                      標仕第1編1-1-1-23                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 850 353 938">(5) 工事施工状況の確認(段階確認)</td> <td data-bbox="353 850 808 938">                     設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。                 </td> <td data-bbox="808 850 1010 938">                     標仕第1編1-1-1-24                      (様式-6)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 938 353 1026">(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握</td> <td data-bbox="353 938 808 1026">                     建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。(以下、省略)                 </td> <td data-bbox="808 938 1010 1026">                     標仕第1編1-1-1-21                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1026 353 1145">(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</td> <td data-bbox="353 1026 808 1145">                     ① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。                 </td> <td data-bbox="808 1026 1010 1145">                     約款 第16条                      (支給材料及び貸与品)                      標仕第1編1-1-1-19                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1145 353 1233">3. 円滑な施工の確保</td> <td data-bbox="353 1145 808 1233"></td> <td data-bbox="808 1145 1010 1233"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1233 353 1321">(1) 地元対応</td> <td data-bbox="353 1233 808 1321">                     地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。                 </td> <td data-bbox="808 1233 1010 1321">                     標仕第1編1-1-1-43                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1321 353 1441">(2) 関係機関との協議・調整</td> <td data-bbox="353 1321 808 1441">                     工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。                 </td> <td data-bbox="808 1321 1010 1441">                     標仕第1編1-1-1-43                 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及び条項	2. 施工状況の確認等			(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給(貸与)品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査結果の確認又は <b>立会</b> ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項	標仕第1編1-1-1-3 標仕第1編1-1-1-19 標仕第1編1-1-1-43 約款 第17条 (工事用地の確保等) 標仕第1編1-1-1-9	(2) 指定材料の確認	① 別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。	約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会及び工事記録の整備) 標仕第1編1-1-1-23 (様式-5)	(4) 工事施工の立会(確認も含む)	設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。	約款 第15条 (監督員の立会及び工事記録の整備) 標仕第1編1-1-1-23	(5) 工事施工状況の確認(段階確認)	設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。	標仕第1編1-1-1-24 (様式-6)	(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。(以下、省略)	標仕第1編1-1-1-21	(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。	約款 第16条 (支給材料及び貸与品) 標仕第1編1-1-1-19	3. 円滑な施工の確保			(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	標仕第1編1-1-1-43	(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	標仕第1編1-1-1-43	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1084 260 1227 288">項目</th> <th data-bbox="1227 260 1682 288">業務内容</th> <th data-bbox="1682 260 1883 288">関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1084 288 1227 347">2. 施工状況の確認等</td> <td data-bbox="1227 288 1682 347"></td> <td data-bbox="1682 288 1883 347"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 347 1227 555">(1) 事前調査等</td> <td data-bbox="1227 347 1682 555">                     下記の事前調査業務を必要に応じて行う。                      ① 工事基準点の指示                      ② 既設構造物の把握                      ③ 支給(貸与)品の確認                      ④ 事業損失防止家屋調査結果の確認又は<b>立会</b>                      ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握                      ⑥ 工事区域用地の把握                      ⑦ その他必要な事項                 </td> <td data-bbox="1682 347 1883 555">                     標仕第1編1-1-1-3                      標仕第1編1-1-1-18                      標仕第1編1-1-1-42                      約款 第17条                      (工事用地の確保等)                      標仕第1編1-1-1-9                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 555 1227 730">(2) 指定材料の確認</td> <td data-bbox="1227 555 1682 730">                     ① 別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。                 </td> <td data-bbox="1682 555 1883 730">                     約款第14条(工事材料の品質及び検査等)                      約款第15条(監督員の立会及び工事記録の整備)                      標仕第1編1-1-1-22                      (様式-5)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 730 1227 850">(4) 工事施工の立会(確認も含む)</td> <td data-bbox="1227 730 1682 850">                     設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。                 </td> <td data-bbox="1682 730 1883 850">                     約款 第15条                      (監督員の立会及び工事記録の整備)                      標仕第1編1-1-1-23                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 850 1227 938">(5) 工事施工状況の確認(段階確認)</td> <td data-bbox="1227 850 1682 938">                     設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。                 </td> <td data-bbox="1682 850 1883 938">                     標仕第1編1-1-1-23                      (様式-6)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 938 1227 1026">(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握</td> <td data-bbox="1227 938 1682 1026">                     建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。(以下、省略)                 </td> <td data-bbox="1682 938 1883 1026">                     標仕第1編1-1-1-20                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 1026 1227 1145">(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</td> <td data-bbox="1227 1026 1682 1145">                     ① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。                 </td> <td data-bbox="1682 1026 1883 1145">                     約款 第16条                      (支給材料及び貸与品)                      標仕第1編1-1-1-18                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 1145 1227 1233">3. 円滑な施工の確保</td> <td data-bbox="1227 1145 1682 1233"></td> <td data-bbox="1682 1145 1883 1233"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 1233 1227 1321">(1) 地元対応</td> <td data-bbox="1227 1233 1682 1321">                     地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。                 </td> <td data-bbox="1682 1233 1883 1321">                     標仕第1編1-1-1-41                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 1321 1227 1441">(2) 関係機関との協議・調整</td> <td data-bbox="1227 1321 1682 1441">                     工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。                 </td> <td data-bbox="1682 1321 1883 1441">                     標仕第1編1-1-1-41                 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及び条項	2. 施工状況の確認等			(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給(貸与)品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査結果の確認又は <b>立会</b> ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項	標仕第1編1-1-1-3 標仕第1編1-1-1-18 標仕第1編1-1-1-42 約款 第17条 (工事用地の確保等) 標仕第1編1-1-1-9	(2) 指定材料の確認	① 別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。	約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会及び工事記録の整備) 標仕第1編1-1-1-22 (様式-5)	(4) 工事施工の立会(確認も含む)	設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。	約款 第15条 (監督員の立会及び工事記録の整備) 標仕第1編1-1-1-23	(5) 工事施工状況の確認(段階確認)	設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。	標仕第1編1-1-1-23 (様式-6)	(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。(以下、省略)	標仕第1編1-1-1-20	(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。	約款 第16条 (支給材料及び貸与品) 標仕第1編1-1-1-18	3. 円滑な施工の確保			(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	標仕第1編1-1-1-41	(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	標仕第1編1-1-1-41	<p>【変更箇所】</p> <p>項目2. (1) ③、⑤</p> <p>項目2. (2)</p> <p>項目2. (4)</p> <p>項目2. (5)</p> <p>項目2. (7)</p> <p>項目2. (9)</p> <p>項目3. (1)</p> <p>項目3. (2)</p> <p>・ 関連図書及び条項</p> <p>表記修正(番号) (標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p> <p>【変更箇所】</p> <p>項目2. (1) ④</p> <p>項目2. (4)</p> <p>表記修正(送り仮名)</p> <p>(標準仕様書その1における表記との整合を図る) (ただし、約款に関する表記に修正なし)</p>
項目	業務内容	関連図書及び条項																																																																			
2. 施工状況の確認等																																																																					
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給(貸与)品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査結果の確認又は <b>立会</b> ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項	標仕第1編1-1-1-3 標仕第1編1-1-1-19 標仕第1編1-1-1-43 約款 第17条 (工事用地の確保等) 標仕第1編1-1-1-9																																																																			
(2) 指定材料の確認	① 別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。	約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会及び工事記録の整備) 標仕第1編1-1-1-23 (様式-5)																																																																			
(4) 工事施工の立会(確認も含む)	設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。	約款 第15条 (監督員の立会及び工事記録の整備) 標仕第1編1-1-1-23																																																																			
(5) 工事施工状況の確認(段階確認)	設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。	標仕第1編1-1-1-24 (様式-6)																																																																			
(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。(以下、省略)	標仕第1編1-1-1-21																																																																			
(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。	約款 第16条 (支給材料及び貸与品) 標仕第1編1-1-1-19																																																																			
3. 円滑な施工の確保																																																																					
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	標仕第1編1-1-1-43																																																																			
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	標仕第1編1-1-1-43																																																																			
項目	業務内容	関連図書及び条項																																																																			
2. 施工状況の確認等																																																																					
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給(貸与)品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査結果の確認又は <b>立会</b> ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項	標仕第1編1-1-1-3 標仕第1編1-1-1-18 標仕第1編1-1-1-42 約款 第17条 (工事用地の確保等) 標仕第1編1-1-1-9																																																																			
(2) 指定材料の確認	① 別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。	約款第14条(工事材料の品質及び検査等) 約款第15条(監督員の立会及び工事記録の整備) 標仕第1編1-1-1-22 (様式-5)																																																																			
(4) 工事施工の立会(確認も含む)	設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。	約款 第15条 (監督員の立会及び工事記録の整備) 標仕第1編1-1-1-23																																																																			
(5) 工事施工状況の確認(段階確認)	設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。	標仕第1編1-1-1-23 (様式-6)																																																																			
(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。(以下、省略)	標仕第1編1-1-1-20																																																																			
(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。	約款 第16条 (支給材料及び貸与品) 標仕第1編1-1-1-18																																																																			
3. 円滑な施工の確保																																																																					
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	標仕第1編1-1-1-41																																																																			
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	標仕第1編1-1-1-41																																																																			

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	新	旧	改定理由																																				
8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務内容</th> <th>関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 現場発生品の処理</td> <td>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</td> <td>標仕第1編1-1-1-20</td> </tr> <tr> <td>(3) 事故等に対する措置</td> <td>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、振興部長等及び県担当課に報告する。</td> <td>標仕第1編1-1-1-37</td> </tr> <tr> <td>(5) 工事完成検査等の立会</td> <td>原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会を行う。</td> <td>標仕第1編1-1-1-27 標仕第1編1-1-1-28 標仕第1編1-1-1-29</td> </tr> <tr> <td>(6) 検査日の通知</td> <td>工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。</td> <td>標仕第1編1-1-1-27</td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及び条項	4. その他			(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編1-1-1-20	(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、振興部長等及び県担当課に報告する。	標仕第1編1-1-1-37	(5) 工事完成検査等の立会	原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会を行う。	標仕第1編1-1-1-27 標仕第1編1-1-1-28 標仕第1編1-1-1-29	(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。	標仕第1編1-1-1-27	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務内容</th> <th>関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 現場発生品の処理</td> <td>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</td> <td>標仕第1編1-1-1-19</td> </tr> <tr> <td>(3) 事故等に対する措置</td> <td>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、振興部長等及び県担当課に報告する。</td> <td>標仕第1編1-1-1-36</td> </tr> <tr> <td>(5) 工事完成検査等の立会</td> <td>原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会を行う。</td> <td>標仕第1編1-1-1-26 標仕第1編1-1-1-27 標仕第1編1-1-1-28</td> </tr> <tr> <td>(6) 検査日の通知</td> <td>工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及び条項	4. その他			(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編1-1-1-19	(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、振興部長等及び県担当課に報告する。	標仕第1編1-1-1-36	(5) 工事完成検査等の立会	原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会を行う。	標仕第1編1-1-1-26 標仕第1編1-1-1-27 標仕第1編1-1-1-28	(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。		<p>【変更箇所】</p> <p>項目4.(1) 項目4.(3) 項目4.(5) 項目4.(6) ・関連図書及び条項 表記修正(番号) (標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p> <p>【変更箇所】</p> <p>項目4.(5) 表記修正(送り仮名) (標準仕様書その1における表記との整合を図る)</p>
項目	業務内容	関連図書及び条項																																					
4. その他																																							
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編1-1-1-20																																					
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、振興部長等及び県担当課に報告する。	標仕第1編1-1-1-37																																					
(5) 工事完成検査等の立会	原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会を行う。	標仕第1編1-1-1-27 標仕第1編1-1-1-28 標仕第1編1-1-1-29																																					
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。	標仕第1編1-1-1-27																																					
項目	業務内容	関連図書及び条項																																					
4. その他																																							
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編1-1-1-19																																					
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、振興部長等及び県担当課に報告する。	標仕第1編1-1-1-36																																					
(5) 工事完成検査等の立会	原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会を行う。	標仕第1編1-1-1-26 標仕第1編1-1-1-27 標仕第1編1-1-1-28																																					
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。																																						
9	<p>別表1</p> <p>指定材料の品質確認一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確認材料名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">鋼材</td> <td>構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製杭及び鋼矢板</td> <td>仮設材は除く</td> </tr> <tr> <td>大型フトン籠</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	確認材料名	摘要	鋼材	構造用圧延鋼材		プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)		鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く	大型フトン籠		<p>別表1</p> <p>指定材料の品質確認一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確認材料名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">鋼材</td> <td>構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製杭及び鋼矢板</td> <td>任意の仮設材は除く</td> </tr> <tr> <td>大型フトン籠</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	確認材料名	摘要	鋼材	構造用圧延鋼材		プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)		鋼製杭及び鋼矢板	任意の仮設材は除く	大型フトン籠		<p>表現の適正化 (土木工事標準仕様書その1との整合を図る)</p> <p>表中の変更箇所 【鋼材】 ・鋼製ぐい及び鋼矢板 「任意の」を削除</p>												
区分	確認材料名	摘要																																					
鋼材	構造用圧延鋼材																																						
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)																																						
	鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く																																					
	大型フトン籠																																						
区分	確認材料名	摘要																																					
鋼材	構造用圧延鋼材																																						
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)																																						
	鋼製杭及び鋼矢板	任意の仮設材は除く																																					
	大型フトン籠																																						

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	新	旧	改定理由																																																																																																																																																											
10	<p>別表2 段階確認一覧</p> <p>【注意】一覧は、あくまでも例であって、完成時に主たる工種の出来形・品質・出来ばえの確認に必要となるものについては、甲乙協議の上、臨時検査・段階確認を実施する。</p> <p>一般：一般監督 重点：重点監督 1 / 6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>施工時 設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、 変化位置</td> <td>1回 / 土(岩)質の変化毎</td> </tr> <tr> <td>林道土工 (路床盛土工)</td> <td></td> <td>路床盛土工 ブルーローリング実施時</td> <td>ブルーローリング実施状況</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (下層路盤)</td> <td></td> <td>下層路盤(100m2以上) 完了時</td> <td>ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (上層路盤)</td> <td></td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td>安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td></td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>サドマット</td> <td></td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バーチャルドレン工</td> <td>サドドレン</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、 打込長さ</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>袋詰式サドドレン</td> <td>施工完了時</td> <td>施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>ペーパードレン等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">締固め改良工</td> <td rowspan="2">サドコンパクションパイル</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、 打込長さ</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固結工</td> <td rowspan="2">粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、 位置・間隔、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度、注入量</td> <td>一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			確認時期	確認項目	確認の程度	指定仮設工		施工時 設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事	治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、 変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎	林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回 / 1工事	舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区	舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区	安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	置換		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	サドマット		処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	バーチャルドレン工	サドドレン	施工時	使用材料、 打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	袋詰式サドドレン	施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	ペーパードレン等				締固め改良工	サドコンパクションパイル	施工時	使用材料、 打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	施工完了時	基準高、 位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本	<p>別表2 段階確認一覧</p> <p>一般：一般監督 重点：重点監督 1 / 6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、 変化位置</td> <td>1回 / 土(岩)質の変化毎</td> </tr> <tr> <td>林道土工 (路床盛土工)</td> <td></td> <td>路床盛土工 ブルーローリング実施時</td> <td>ブルーローリング実施状況</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (下層路盤)</td> <td></td> <td>下層路盤(100m2以上) 完了時</td> <td>ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (上層路盤)</td> <td></td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バーチャルドレン工</td> <td rowspan="2">サドドレン</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、 打込長さ</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>袋詰式サドドレン ペーパードレン等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">締固め改良工</td> <td rowspan="2">サドコンパクションパイル</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、 打込長さ</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固結工</td> <td rowspan="2">粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高、 位置・間隔、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度、注入量</td> <td>一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			確認時期	確認項目	確認の程度	指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事	治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、 変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎	林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回 / 1工事	舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区	舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区	表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	バーチャルドレン工	サドドレン	施工時	使用材料、 打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	袋詰式サドドレン ペーパードレン等				締固め改良工	サドコンパクションパイル	施工時	使用材料、 打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	施工完了時	基準高、 位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本	<p>表現の適正化 (注意書きの追加)</p> <p>表中の変更箇所 【指定仮設工】 ・確認時期に、施工時を追加</p>
種別	細別			段階確認																																																																																																																																																										
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																										
指定仮設工		施工時 設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事																																																																																																																																																										
治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、 変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎																																																																																																																																																										
林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回 / 1工事																																																																																																																																																										
舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																																																										
舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																																																										
安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																																																										
置換		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																																																										
サドマット		処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																																																										
バーチャルドレン工	サドドレン	施工時	使用材料、 打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
	袋詰式サドドレン	施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
	ペーパードレン等																																																																																																																																																													
締固め改良工	サドコンパクションパイル	施工時	使用材料、 打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
		施工完了時	基準高、 位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本																																																																																																																																																										
種別	細別	段階確認																																																																																																																																																												
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																										
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事																																																																																																																																																										
治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、 変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎																																																																																																																																																										
林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回 / 1工事																																																																																																																																																										
舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																																																										
舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																																																										
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																																																										
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																																																										
バーチャルドレン工	サドドレン	施工時	使用材料、 打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
	袋詰式サドドレン ペーパードレン等																																																																																																																																																													
締固め改良工	サドコンパクションパイル	施工時	使用材料、 打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
		施工完了時	基準高、 位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																																																										
薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本																																																																																																																																																											

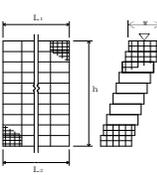
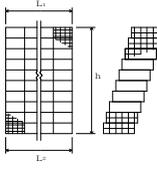
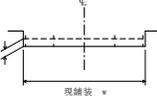
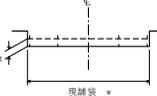
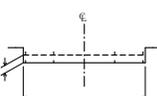
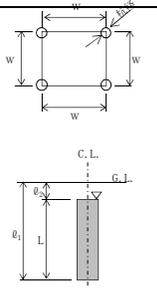
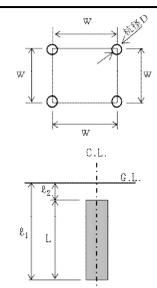
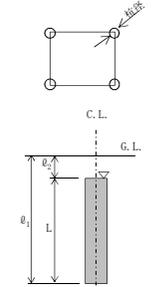
新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	新	旧	改定理由																																														
11	<p>別表2 段階確認一覧</p> <p style="text-align: right;">一般：一般監督 重点：重点監督 2 / 6</p> <table border="1" data-bbox="212 419 1010 639"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">矢板工 (仮設を除く)</td> <td rowspan="2">鋼矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚</td> </tr> <tr> <td>打込完了時</td> <td>基準高、変位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本</td> </tr> <tr> <td>打込完了時</td> <td>基準高、変位</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			確認時期	確認項目	確認の程度	矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚	打込完了時	基準高、変位		鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本	打込完了時	基準高、変位		<p>別表2 段階確認一覧</p> <p style="text-align: right;">一般：一般監督 重点：重点監督 2 / 6</p> <table border="1" data-bbox="1086 419 1883 639"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">矢板工 (任意仮設を除く)</td> <td rowspan="2">鋼矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚</td> </tr> <tr> <td>打込完了時</td> <td>基準高、変位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本</td> </tr> <tr> <td>打込完了時</td> <td>基準高、変位</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			確認時期	確認項目	確認の程度	矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚	打込完了時	基準高、変位		鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本	打込完了時	基準高、変位		<p>表現の適正化</p> <p>表中の変更箇所</p> <p>【矢板工】</p> <p>・種別（ ）内の文書から、「任意」を削除</p>
種別	細別			段階確認																																													
		確認時期	確認項目	確認の程度																																													
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚																																													
		打込完了時	基準高、変位																																														
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本																																													
		打込完了時	基準高、変位																																														
種別	細別	段階確認																																															
		確認時期	確認項目	確認の程度																																													
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚																																													
		打込完了時	基準高、変位																																														
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本																																													
		打込完了時	基準高、変位																																														

ページ	新	旧	改正理由
2	<p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理（参考）</p> <p>ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「「ICTの全面的な活用」<u>試行対象の拡大及び積算基準の改定</u>について（通知）」（<u>令和2年10月8日</u>付け技第704号）の規定によるものとする。</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領（案）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「<u>施工履歴データを用いた出来形管理要領（路面切削工編）（案）</u>」の規定によるものとする。</p> <p><u>地盤改良工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」の規定によるものとする。</u></p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理（参考）</p> <p>ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「「ICTの全面的な活用」<u>の試行拡大</u>について（通知）」（<u>平成30年9月25日</u>付け技第721号）の規定によるものとする。</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領（案）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>諸基準類の改訂に伴う修正</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) IV 出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位: mm

新										旧										改正理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備 考	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	備 考
3	1	3	24	2	羽口工 (フトン籠) (カゴ枠) (カゴマット(多段式))	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  (備考) 1. 大型フトン籠は、5-3-7-3鋼製枱治山ダム工(大型フトン籠にも準用する。)に準ずる。 2. 高さ又は径については段数及び長さの異なる欄については、全個数の10%程度とする。		3-1-3-24	3	1	3	24	2	羽口工 (フトン籠) (カゴ枠) (カゴマット(多段式))	高 さ h	-100	(備考) 大型フトン籠は、5-3-7-3鋼製枱治山ダム工(大型フトン籠にも準用する。)に準ずる。		3-1-3-24	林野庁改訂に準拠
						幅(厚さ) w	-50															
						高 さ h	-50															
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200															
3	1	7	9	1	路面切削工	個々の測定値(X)	測定値の平均(x)	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-1-7-9	3	1	7	9	路面切削工	個々の測定値(X)	平均の測定値(x10)	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-1-7-9	枝番の変更(新規設定)	
						厚さ t	-7									-2						
						幅 w	-25									-						
3	1	7	9	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高格差または厚さ t のみ	個々の測定値(X)	測定値の平均(x)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高格差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高格差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-1-7-9	3	1	7	9	路面切削工 (面管理の場合) 標高格差または厚さ t のみ	厚さ t (標高格差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	諸基準値の改訂に伴う追加			
						幅 w	-25									-						
3	1	8	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 $\nabla$	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。  全本数  $L = \theta_1 - \theta_2$ $\theta_1$ は改良体先端深度 $\theta_2$ は改良体天端深度		3-1-8-9	3	1	8	9	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 $\nabla$	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。  全本数  $L = \theta_1 - \theta_2$ $\theta_1$ は改良体先端深度 $\theta_2$ は改良体天端深度		3-1-8-9	枝番の変更(新規設定)	
						位置・間隔 w	D/4以内															
						杭 径 D	設計値以上															
						深 度 L	設計値以上															
3	1	8	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	基準高 $\nabla$	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認  全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(繰起しによる実測確認は不要)  工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(繰起しによる実測確認は不要)  全本数 施工履歴データから作成した杭打結果表により確認(狭尺計測による確認は不要)		3-1-8-9	3	1	8	9	固結工 (スラリー攪拌工)	位置	D/8以内	諸基準値の改訂に伴う追加				
						杭 径 D	設計値以上															
						改良長 L	設計値以上															





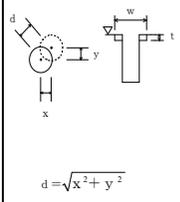
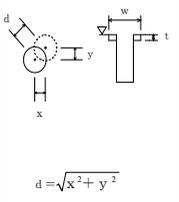
新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) IV 出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位: mm

新							旧							改正理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	規格値	測定項目	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節		条	枝番	工 種	規格値	測定項目	測定基準	測定箇所	概要
5	3	5	4	5	コンクリート治山ダム本體工 (コンクリート副ダム工)	基準高▽	±30	図の表示箇所で測定 1. 設計図(構造図、標準図、橋式図等)に表示してある箇所を測定		5-3-5-4 5-5-5-5	5	3	5	4	5	コンクリートダム本體工 コンクリート副ダム工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		5-3-5-4 5-5-5-5	林野庁改訂に準拠
						天端厚 w <sub>1</sub>	-30										天端厚 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						堤底厚 w <sub>2</sub>	-30										堤底厚 w <sub>2</sub>	-30				
						放水路上長 θ <sub>1</sub>	±50										放水路上長 θ <sub>1</sub> , θ <sub>2</sub>	±50				
						放水路下長 θ <sub>2</sub>	±50										放水路下長 θ <sub>2</sub>	±50				
堤長 L <sub>1</sub>	-50	堤長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-100																			
堤底長 L <sub>2</sub>	-50	堤底長 L <sub>2</sub>	-100																			
5	3	5	6	コンクリート側壁工	基準高▽	±30	図の表示箇所で測定 1. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 2. 長さ L は、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		5-3-5-6	5	3	5	6	コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		5-3-5-6	林野庁改訂に準拠		
					厚さ w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30									幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30						
					長さ L	-50									長さ L	-100						
5	3	5	8	水叩工	基準高▽	±30	図の表示箇所で測定 1. 厚さは目地及びその中間点で測定		5-3-5-8	5	3	5	8	水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		5-3-5-8	林野庁改訂に準拠		
					幅 w	-100									幅 w	-100						
					厚さ t	-30									厚さ t	-30						
					延長 L	-50									延長 L	-100						
5	3	6	5	1	鋼製治山ダム本體工 (不透過型)	基準高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		5-3-6-5	5	3	6	5	1	鋼製治山ダム本體工 (不透過型)	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		5-3-6-5	林野庁改訂に準拠
						長さ θ <sub>1</sub> , θ <sub>2</sub>	-50										長さ θ <sub>1</sub> , θ <sub>2</sub>	±100				
						幅(厚さ) w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50										幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	±50				
																	下流側倒れ △	±0.02H <sub>1</sub>				
		袖高▽	±50	袖高▽	±50																	
				下流側倒れ △	±0.02H <sub>2</sub>																	
5	3	8	6	木製治山ダム本體工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。 断面、形状等の変化点毎に測定する。		5-3-8-6	5	3	8	6	木製治山ダム本體工	堤長 L	-100	図面の表示箇所で測定。 断面、形状等の変化点毎に測定する。		5-3-8-6	林野庁改訂に準拠		
					長さ L	-50									堤幅 W	-50						
					幅(厚さ) W	-50									高さ H	-100						
5	5	1	2	筋工 (石筋工) (置筋工) (丸太筋工) (粗架筋工) (芝筋工)	長さ L	L/50 -100~-400	全箇所 延長40m毎に1箇所の割合で測定する。 40m以下の場合には2箇所とする。		5-5-12	5	5	1	2	筋工 (石筋工) (置筋工) (丸太筋工) (粗架筋工) (芝筋工)	長さ L	-300	箇所ごと 延長40m毎に1箇所の割合で測定する。 40m以下の場合には2箇所とする。		5-5-12	林野庁改訂に準拠		
					幅(厚さ) w	-50									幅(厚さ) w	-50						

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

新										旧										改正理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備 考	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	備 考
5	6	6	3		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		5-6-6-3	5	6	6	3		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		5-6-6-3	偏心量について従来の規格値に修正
						偏心量 d	組立式 150 沈下式 L≤10mの場合 150 L>10mの場合 L×1.5%以内かつ500以内															
						長さ L	-100															
						巻立て幅 w	-50															
						巻立て厚さ t	-30															
6	4	5	1	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		6-4-5-10	6	4	5	1	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		6-4-5-10	諸基準値の改訂に伴う修正
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。									可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量+10以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。									支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 4+0.5×(B-2)	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						水平度 橋軸方向	1/100										水平度 橋軸方向	1/100				
						橋軸直角方向											橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5										可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				
6	4	5	1	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		6-4-5-10	6	4	5	1	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		6-4-5-10	諸基準値の改訂に伴う修正
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。									可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量+10以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。									支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 4+0.5×(B-2)	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						水平度 橋軸方向	1/300										水平度 橋軸方向	1/300				
						橋軸直角方向											橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5										可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				



新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
1 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュ鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生のフレッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	1 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュ鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生のフレッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正
1 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュ鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	1 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュ鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正
2 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が52mm以下の場合のみ適用できる	・歩道の厚は、層々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め厚は、10層の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10層の測定値が平均値以下の場合には10層の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を超過した場合は、さらに5層のデータを追加した平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10%で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10層 （10,000㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10層を追加し、測定箇所が均等なるように設定すること。 例）例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10層、合計20層 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（舗装工事を除く）は、1工事あたり3層以上で測定する。 ※なお、ごく小規模な工事（100㎡以下）までを目的として監督員の指示により省略することができる。	△	2 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が52mm以下の場合のみ適用できる	・歩道の厚は、層々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め厚は、10層の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10層の測定値が平均値以下の場合には10層の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を超過した場合は、さらに5層のデータを追加した平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10%で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10層 （10,000㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10層を追加し、測定箇所が均等なるように設定すること。 例）例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10層、合計20層 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（舗装工事を除く）は、1工事あたり3層（3層）以上で測定する。 ※なお、ごく小規模な工事（100㎡以下）までを目的として監督員の指示により省略することができる。	△	実情に合わせ修正		
2 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-285	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を得つローラやトラック等を用いるものとする。	△	2 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を得つローラやトラック等を用いるものとする。	△	諸基準類の改定に伴う修正		
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びFHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びFHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正
5 上層路盤	材料	必須	道路用鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びFHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	5 上層路盤	材料	必須	道路用鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びFHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びFHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びFHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの輪圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの輪圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正		
5 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・細目の戻は、個々の測定値が最大乾燥密度の95%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・細目の戻は、10%の測定値の平均値が規格値を満足するものとする。また、10%の測定値が規格値を満足するものとするが、3%の測定値をはずれた場合は、さらに3%のデータを追加した平均値が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10%を測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> : 10% 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10%を追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例) 10,001m <sup>2</sup> の場合は、4,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10%、合計20% なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3ロット以上で測定する。 ※なお、ごく小規模な工事 (100m <sup>2</sup> 以下を目安) については監督員の指示により省略することができる。	△	5 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・細目の戻は、個々の測定値が最大乾燥密度の95%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・細目の戻は、10%の測定値の平均値が規格値を満足するものとする。また、10%の測定値が規格値を満足するものとするが、3%の測定値をはずれた場合は、さらに3%のデータを追加した平均値が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10%を測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> : 10% 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10%を追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例) 10,001m <sup>2</sup> の場合は、4,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10%、合計20% なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3ロット (3%) 以上で測定する。 ※なお、ごく小規模な工事 (100m <sup>2</sup> 以下を目安) については監督員の指示により省略することができる。	△	実情に合わせ修正		
5 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	5 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	諸基準類の改定に伴う修正
5 上層路盤	施工	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内			○	5 上層路盤	施工	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内			○	諸基準類の改定に伴う修正

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認	
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装) 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）		7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装) 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）		諸基準類の改定に伴う修正	
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	7 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	○	諸基準類の改定に伴う修正	
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）		7 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）		諸基準類の改定に伴う修正	
7 セメント安定処理路盤	施工	その他	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 ( ) 書きは車道と同等の締固め度 ・ ・ ・ 大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する。	・ 締固め度は、筒への測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については手測定とする。 ・ 締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が均等な場合は5回の測定値の平均値X5が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をばらばらの場合、さらに3回のデータを追加した平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10回測定する。 (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10回 (10,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10回追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10回、合計20回 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合（舗装工事を除く）は、1工事あたり3回（3回）以上測定する。 ※なお、ごく小規模な工事（100m <sup>2</sup> 以下までを目的）については建設部長の指示により省略することができる。		7 セメント安定処理路盤	施工	その他	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 ( ) 書きは車道と同等の締固め度 ・ ・ ・ 大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する。	・ 締固め度は、筒への測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については手測定とする。 ・ 締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が均等な場合は5回の測定値の平均値X5が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をばらばらの場合、さらに3回のデータを追加した平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10回測定する。 (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10回 (10,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10回追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10回、合計20回 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合（舗装工事を除く）は、1工事あたり3回（3回）以上測定する。 ※なお、ごく小規模な工事（100m <sup>2</sup> 以下までを目的）については建設部長の指示により省略することができる。		実情に合わせ修正	
7 セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）		7 セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		諸基準類の改定に伴う修正



新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		概要	試験成績表等による確認	
9 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	9 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
8 アスファルト舗装	プラント	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	8 アスファルト舗装	プラント	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
8 アスファルト舗装	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	8 アスファルト舗装	プラント	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
9 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  歩道箇所：基準密度の90(94)%以上 ( ) 書きは車道と同等の締固め度 ・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(西アス処理の場合は基準密度の92%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10回の測定値の平均値10分間規格を満足するものとする。また、10回の測定値が平均値以下の場合には10回の測定値の平均値10分間規格を満足するものとするが、33分間規格をはずれた場合は、さらに3回のデータを追加した平均値10分間規格を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、3ロットあたり10%で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> :10% 10,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10%を追加し、測定面積が増加するようによりを決定すること。 ・併設は、12,000m <sup>2</sup> の場合は、4,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10%、合計20% ・なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下を目安)については監督員の指示により省略することができる。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	9 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  歩道箇所：基準密度の90(94)%以上 ( ) 書きは車道と同等の締固め度 ・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(西アス処理の場合は基準密度の92%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10回の測定値の平均値10分間規格を満足するものとする。また、10回の測定値が平均値以下の場合には10回の測定値の平均値10分間規格を満足するものとするが、33分間規格をはずれた場合は、さらに3回のデータを追加した平均値10分間規格を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、3ロットあたり10%で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> :10% 10,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10%を追加し、測定面積が増加するようによりを決定すること。 ・併設は、12,000m <sup>2</sup> の場合は、4,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10%、合計20% ・なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下を目安)については監督員の指示により省略することができる。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○	実情に合わせ修正
10 アスファルト舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		10 アスファルト舗装	舗設現場	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		○	諸基準類の改定に伴う修正
9 転圧コンクリート	施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、 その他コンスタンションの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		9 転圧コンクリート	施工	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、 その他コンスタンションの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		○	諸基準類の改定に伴う修正
9 転圧コンクリート	施工	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定		9 転圧コンクリート	施工	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定		○	諸基準類の改定に伴う修正
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前  ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)	10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前  ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)		○	諸基準類の改定に伴う修正
10 グラスアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量(40℃) 目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		10 グラスアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量(40℃) 目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	諸基準類の改定に伴う修正

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
10 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	リュエール流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3~20秒(目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材101t未満の場合も実施する。	10 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	リュエール流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3~20秒(目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材101t未満の場合も実施する。		○	諸基準類の改定に伴う修正
10 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材102t未満の場合も実施する。	10 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材102t未満の場合も実施する。		○	諸基準類の改定に伴う修正
10 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ(-10℃、50mm/min) 8.0×10-3以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材103t未満の場合も実施する。	10 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ(-10℃、50mm/min) 8.0×10-3以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材103t未満の場合も実施する。		○	諸基準類の改定に伴う修正
11 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満)	10 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、以下のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満)		○	諸基準類の改定に伴う修正
10 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度		10 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度		○	諸基準類の改定に伴う修正	
10 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内		10 グースアスファルト舗装	ブラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内		○	諸基準類の改定に伴う修正	
11 路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	11 路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-165, [4]-168	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			諸基準類の改定に伴う修正
11 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256突砂法	設計図書による。	500m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>2</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	11 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法	設計図書による。	500m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>2</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			諸基準類の改定に伴う修正
11 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	11 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			諸基準類の改定に伴う修正
11 路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルメーテ-ム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	11 路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルメーテ-ム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			諸基準類の改定に伴う修正
12 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256突砂法	設計図書による。	500m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>2</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	12 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法	設計図書による。	500m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>2</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			諸基準類の改定に伴う修正
12 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	12 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			諸基準類の改定に伴う修正
12 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルメーテ-ム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	12 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルメーテ-ム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			諸基準類の改定に伴う修正

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新						旧						改正理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15	補強土壁工	施工	必須 現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	500 $\text{m}^2$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^2$ 未満の工事は1工事当たり3回以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		15	補強土壁工	施工	必須 現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	500 $\text{m}^2$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^2$ 未満の工事は1工事当たり3回以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		諸基準類の改定に伴う修正
18	河川土工	施工	必須 現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $\leq 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が85% $\leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が2% $\leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 $\text{m}^2$ に1回の割合、または堤体延長20 $\text{m}$ に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		18	河川土工	施工	必須 現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $\leq 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が85% $\leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が2% $\leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 $\text{m}^2$ に1回の割合、または堤体延長20 $\text{m}$ に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		諸基準類の改定に伴う修正
18	河川土工	施工	その他 コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィックビリティが悪いとき。			18	河川土工	施工	その他 コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィックビリティが悪いとき。			諸基準類の改定に伴う修正
19	海岸土工	施工	必須 現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書に示された数値。	築堤は、1,000 $\text{m}^2$ に1回の割合、または堤体延長20 $\text{m}$ に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		19	海岸土工	施工	必須 現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書に示された数値。	築堤は、1,000 $\text{m}^2$ に1回の割合、または堤体延長20 $\text{m}$ に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		諸基準類の改定に伴う修正
19	海岸土工	施工	その他 コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィックビリティが悪いとき。			19	海岸土工	施工	その他 コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィックビリティが悪いとき。			諸基準類の改定に伴う修正
20	治山土工	施工	必須 現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度の85%以上。路床: 最大乾燥密度の85%以上。路床: 最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書に示された値。	1,000 $\text{m}^3$ に1回の割合、または設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		20	治山土工	施工	必須 現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の85%以上。路床: 最大乾燥密度の85%以上。路床: 最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書に示された値。	1,000 $\text{m}^3$ に1回の割合、または設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		諸基準類の改定に伴う修正
21	林道土工	施工	必須 現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	【砂質土】 ・路床: 最大乾燥密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 【粘性土】 ・路床: 自然含水比またはトラフィックビリティが規格値である含水比において、空気間隙率 $V_a$ が2% $\leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $S_r$ が85% $\leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィックビリティが規格値である含水比において、空気間隙率 $V_a$ が2% $\leq V_a \leq 10\%$ 。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 $\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり1回以上。路床及び構造物取付け部の場合、500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			21	林道土工	施工	必須 現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	【砂質土】 ・路床: 最大乾燥密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 【粘性土】 ・路床: 自然含水比またはトラフィックビリティが規格値である含水比において、空気間隙率 $V_a$ が2% $\leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $S_r$ が85% $\leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィックビリティが規格値である含水比において、空気間隙率 $V_a$ が2% $\leq V_a \leq 10\%$ 。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 $\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり1回以上。路床及び構造物取付け部の場合、500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		諸基準類の改定に伴う修正	

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		試験成績表等による確認	
21	林道土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後全額、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	21	林道土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後全額、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
21	林道土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィックビリティが悪い時	21	林道土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィックビリティが悪い時	諸基準類の改定に伴う修正
21	林道土工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [4]-284 (ベンダメソッド)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	21	林道土工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンダメソッド)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	諸基準類の改定に伴う修正
27	路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、 ・小規模以下の工事：施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	27	路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、 ・小規模以下の工事：施工前 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満）	諸基準類の改定に伴う修正
27	路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・経路の厚は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について設定を満足するものとする。 ・経路の厚は、10回の測定値の平均値X10が規格外を満足するものとする。また、10回の測定値が規格外の場合にはその測定値の平均値X3が規格外を満足するものとするが、X3が規格外をばれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格外を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下のロットとし、1ロットあたり10%で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> :10% ・10,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10%追加し、測定箇所が均等なるように設定すること。 例：例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10%、合計20% なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3% (5%)以上で測定する。 ※なお、ごく小規模な工事（100m <sup>2</sup> 以下までを目処）については監督員の指示により変動することができる。	27	路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・経路の厚は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について設定を満足するものとする。 ・経路の厚は、10回の測定値の平均値X10が規格外を満足するものとする。また、10回の測定値が規格外の場合にはその測定値の平均値X3が規格外を満足するものとするが、X3が規格外をばれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格外を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下のロットとし、1ロットあたり10% (5%) で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> :10% ・10,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10%追加し、測定箇所が均等なるように設定すること。 例：例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10%、合計20% なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3% (5%)以上で測定する。 ※なお、ごく小規模な工事（100m <sup>2</sup> 以下までを目処）については監督員の指示により変動することができる。	諸基準類の改定に伴う修正
27	路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時	27	路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時	諸基準類の改定に伴う修正
27	路上再生路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	27	路上再生路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	諸基準類の改定に伴う修正
28	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	設計図書による。	当初及び材料の変化時	28	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	設計図書による。	当初及び材料の変化時	諸基準類の改定に伴う修正
28	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309	設計図書による。	当初及び材料の変化時	28	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229	設計図書による。	当初及び材料の変化時	諸基準類の改定に伴う修正
28	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	設計図書による。	当初及び材料の変化時	28	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	設計図書による。	当初及び材料の変化時	諸基準類の改定に伴う修正
28	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	設計図書による。	当初及び材料の変化時	28	路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	設計図書による。	当初及び材料の変化時	諸基準類の改定に伴う修正

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認
28 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締結の度は、開々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締結の度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が均かた場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を満足した場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10回(10%)で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> :10回 10,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10回追加し、測定箇所が均等なるように設定すること。 ・例えば12,000m <sup>2</sup> の場合は、6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10回、合計20回。 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(舗装工事を除く)は、1工事あたり3回(3%)以上で測定する。 ※なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下)までを目録)については監理官の指示により変動することができる。	空疎率による管理でもよい。	28 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締結の度は、開々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締結の度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が均かた場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を満足した場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10回(10%)で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> :10回 10,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10回追加し、測定箇所が均等なるように設定すること。 ・例えば12,000m <sup>2</sup> の場合は、6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10回、合計20回。 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(舗装工事を除く)は、1工事あたり3回(3%)以上で測定する。 ※なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下)までを目録)については監理官の指示により変動することができる。	空疎率による管理でもよい。	実情に合わせ修正
28 路上表層再生工	施工	その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	28 路上表層再生工	施工	その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	諸基準値の改定に伴う修正
28 路上表層再生工	施工	その他	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	28 路上表層再生工	施工	その他	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	諸基準値の改定に伴う修正
28 路上表層再生工	施工	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	28 路上表層再生工	施工	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	諸基準値の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない。舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない。舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)	○	諸基準値の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-63	50%以下	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	諸基準値の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比: 2.0%以下	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	諸基準値の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス: 20N・m	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス: 20N・m	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	諸基準値の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	諸基準値の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	諸基準値の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	諸基準値の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	諸基準値の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	○	29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	諸基準値の改定に伴う修正

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		概要	試験成績表等による確認	
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブルーシート	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブルーシート	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブルーシート	その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	29 排水性舗装工・透水性舗装工	ブルーシート	その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗装現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X <sub>10</sub> 1000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m <sup>2</sup> ごと。		29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗装現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X <sub>10</sub> 1000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m <sup>2</sup> ごと。			諸基準類の改定に伴う修正
29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 歩道箇所：基準密度の90(94)%以上 ( ) 書きは車道と同等の締固め度 ・ ・ ・ 大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する設計図書による。	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10回の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が得られない場合は3回の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、追加のデータを追加した平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下のロットとし、1ロットあたり10回(10%)で測定する。 ・ 10,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10回追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 ・ 再試験は12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10回、合計20回 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3回(10%)以上で測定する。 ※なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までの目安)については監督員の指示により省略することができる。	29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 歩道箇所：基準密度の90(94)%以上 ( ) 書きは車道と同等の締固め度 ・ ・ ・ 大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する設計図書による。	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10回の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が得られない場合は3回の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、追加のデータを追加した平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下のロットとし、1ロットあたり10回(10%)で測定する。 ・ 10,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10回追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 ・ 再試験は12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10回、合計20回 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3回(10%)以上で測定する。 ※なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までの目安)については監督員の指示により省略することができる。			実情に合わせ修正	
30 ブランド再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500tごとに1回。		30 ブランド再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500tごとに1回。			諸基準類の改定に伴う修正
30 ブランド再生舗装工	材料	必須	再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。		30 ブランド再生舗装工	材料	必須	再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。			諸基準類の改定に伴う修正
30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・ 中規模以上の工事：定期的または随時 ・ 小規模以下の工事：異常が認められるとき 印字記録の場合：全数		30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・ 中規模以上の工事：定期的または随時 ・ 小規模以下の工事：異常が認められるとき 印字記録の場合：全数		諸基準類の改定に伴う修正	
30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			諸基準類の改定に伴う修正	
30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			諸基準類の改定に伴う修正	
30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	その他	水浸ホイール ラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	その他	水浸ホイール ラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	その他	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正
30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	耐摩耗性の確認	30 ブランド再生舗装工	ブルーシート	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	耐摩耗性の確認	○	諸基準類の改定に伴う修正

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30	プラント再生舗装工	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> : 10孔 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔を追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合: 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		30	プラント再生舗装工	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> : 10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10個を追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合: 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		実情に合わせ修正

ページ	新	旧	改正理由
	写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)	
2	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 (参考)</p> <p>ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」<u>試行対象の拡大及び積算基準の改定</u>について (通知) (令和2年10月8日付け技第704号)の規定によるものとする。</p> <p>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「空中写真測量 (無人航空機)を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体194搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「<u>音響測深機器を用いた出来形管理要領 (河川浚渫工事編) (案)</u>」、「<u>施工履歴データを用いた出来形管理要領 (河川浚渫工事編) (案)</u>」、「<u>施工履歴データを用いた出来形管理要領 (路面切削工編) (案)</u>」、「<u>施工履歴データを用いた出来形管理要領 (表層安定処理等・中層地盤改良工事編) (案)</u>」、「<u>施工履歴データを用いた出来形管理要領 (固結工 (スラリー攪拌工)編) (案)</u>」、「<u>3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)</u>」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 (参考)</p> <p>ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」の<u>試行拡大</u>について (通知) (平成30年9月25日付け技第721号)の規定によるものとする。</p> <p>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「空中写真測量 (無人航空機)を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	諸基準類の追加
2	<p>2-4 写真の省略</p> <p>工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合には、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>(3) <u>監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。</u></p>	<p>2-4 写真の省略</p> <p>工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合には、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>(3) <u>監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所については、出来形管理写真の撮影を省略できるものとする。ただし、1工種ごとに1回以上撮影するものとする。</u></p>	文言修正 (土木部に準ずる)

ページ	新	旧	改正理由
2	<p>2-7 撮影の留意事項 別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p><u>(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</u></p>	<p>2-7 撮影の留意事項 別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合には、監督員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるように、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(4) <u>工事完成後、出来形の確認が困難なものについては、原則として撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても埋設部分と関連して必要な部分、または検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、原則として撮影の対象とするものとする。</u></p> <p><u>(5) 局部的なものであっても工事完成後、その部分が全体の中でどの部分であるか明確にするため、局部とともに全体も撮影しておくものとする。</u></p> <p><u>(6) 着手前及び完成時の撮影は、測点にボール等の指標を置き、同一方向、同一箇所から撮影するものとする。また、着手前の写真には、なるべく施工後も残る地物を入れて撮影するものとする。</u></p> <p><u>(7) 構造物等を撮影する場合は、測点、周囲の地形、地物等を背景として、写真における位置を明確にするものとする。</u></p> <p>(8) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p>	文言一部削除 (土木部に準ずる)
3	<p>4 その他 撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所、その仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p><u>(3) 不要とは、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)を参照のこと。</u></p>	<p>4 その他 撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所、その仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p>	定義の明確化

ページ	新	旧	改正理由
	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	
66	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」<u>「試行対象の拡大及び積算基準の改定」</u>について(通知) (令和2年10月8日付け技第704号)の規定によるものとする。</p> <p>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「音響測259深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「<u>「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」</u>による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」<u>「試行拡大」</u>について(通知) (平成30年9月25日付け技第721号)の規定によるものとする。</p> <p>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	諸基準類の追加
67	<p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合には、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) <u>「監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。」</u></p>	<p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合には、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) <u>「監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所については、出来形管理写真の撮影を省略できるものとする。ただし、1工種ごとに1回以上撮影するものとする。」</u></p>	文言修正 (土木部に準ずる)

ページ	新	旧	改正理由
67	<p>2-6 留意事項 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合には、監督員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) <u>施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</u></p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるように、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。</p> <p>(5) 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p>	<p>2-6 留意事項 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合には、監督員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるように、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。</p> <p>(4) <u>工事完成後、出来形の確認が困難なものについては、原則として撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても埋設部分と関連して必要な部分、または検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、原則として撮影の対象とするものとする。</u></p> <p>(5) <u>局部的なものであっても工事完成後、その部分が全体の中でどの部分であるか明確にするため、局部とともに全体も撮影しておくものとする。</u></p> <p>(6) <u>着手前及び完成時の撮影は、測点にポール等の指標を置き、同一方向、同一箇所から撮影するものとする。また、着手前の写真には、なるべく施工後も残る地物を入れて撮影するものとする。</u></p> <p>(7) <u>構造物等を撮影する場合は、測点、周囲の地形、地物等を背景として、写真における位置を明確にするものとする。</u></p> <p>(8) 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p>	<p>文言修正 (土木部に準ずる)</p>
68	<p>4 その他 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所、その仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(3) <u>不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</u></p>	<p>4 その他 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所、その仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p>	<p>定義の明確化</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） VI 写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新							旧							改正理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要	編	章	節	条		枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度									撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4		掘削工	土質等の判別	地質が変わるごとに1回 [掘削中]	代表箇所各1枚	1-2-3-4	1 共 通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4		掘削工	土質等の判別	地質が変わるごとに1回 [掘削中]	代表箇所各1枚	1-2-3-4	諸基準額の追加
					法長 ※右のいずれかで撮影する。	200mまたは1施工箇所に1回 [掘削後]	「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は1工事1回 [掘削後]  空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影												
1 共 通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わるごとに1回 [掘削中]	代表箇所各1枚	1-2-4-2	1 共 通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わるごとに1回 [掘削中]	代表箇所各1枚	1-2-4-2	諸基準額の追加
					法長 ※右のいずれかで撮影する。	200mまたは1施工箇所に1回 [掘削後]	「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は1工事1回 [掘削後]  空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影												
1 共 通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	5		盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所各1枚	1-2-3-5	1 共 通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	5		盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所各1枚	1-2-3-5	諸基準額の追加
					縮固め状況	転圧機械または地質が変わる毎に1回 [縮固め時]	「TS/GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」における「縮固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影												
1 共 通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	2		掘削工	法長 ※右のいずれかで撮影する。	200mまたは1施工箇所に1回 [施工後]	「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は1工事2回 [掘削後]  空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影	1 共 通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	2		掘削工	法長 ※右のいずれかで撮影する。	200mまたは1施工箇所に1回 [施工後]	「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による1工事1回 [施工後]	・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影	

